

< イメージ(表面) >

協会けんぽご加入の皆さまへ



医療費が高額になりそうなときは

限度額適用認定証を
ご利用ください！

限度額適用認定証をご利用
になると、窓口でのお支払いが
一定金額までとなります。

【同封物】

- 限度額適用認定申請書
- 申請用の封筒

(裏面)

限度額適用認定証の手続き方法

限度額適用認定申請書の記入・押印・提出が必要
です。

①
イラスト挿入

入院等が決まったら「健康保険限度額適用認定申請書」に記入・押印してください(※1)。

②
イラスト挿入

同封している封筒で協会けんぽへ郵送してください。

③
イラスト挿入

申請書に記入いただいた送付先へ、限度額適用認定証をお届けします(※2)。

④
イラスト挿入

医療機関での受診時に、保険証と限度額適用認定証を提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額まで済みます。

※1 被保険者が低所得者(市町村民税が非課税者等)に該当する場合は、限度額適用認定申請書では申請できません。

※2 限度額適用認定証は、お届けまでに約1週間かかります。
入院等の予定が決まった際には、早めの申請をお願いします。

詳しくはホームページをご覧くださいか、下記までお問い合わせ先までご相談ください。

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声) おかけ間違えにご注意ください
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日及び年町年始を除く)
〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ大阪

検索

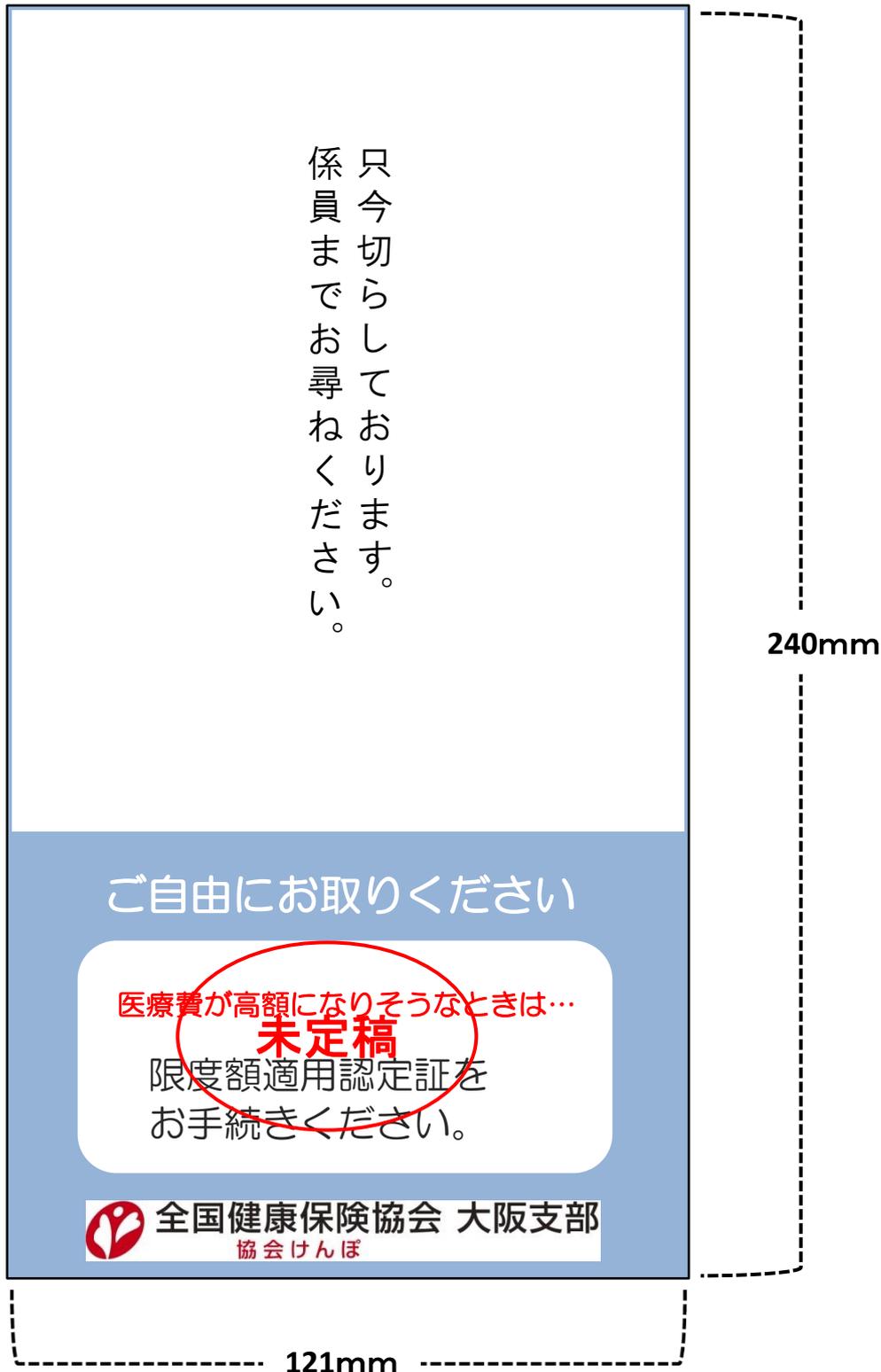
< 備考 >

1. 協会ロゴと保険証の図は必ず挿入するものとする(データ提供する)。
2. 文言の変更は不可とし、必ず挿入するものとする。
3. レイアウト変更や装飾・イラストなどにより見栄えがよくなるようにデザインするものとする。

<スタンドイメージ>

「別紙2」

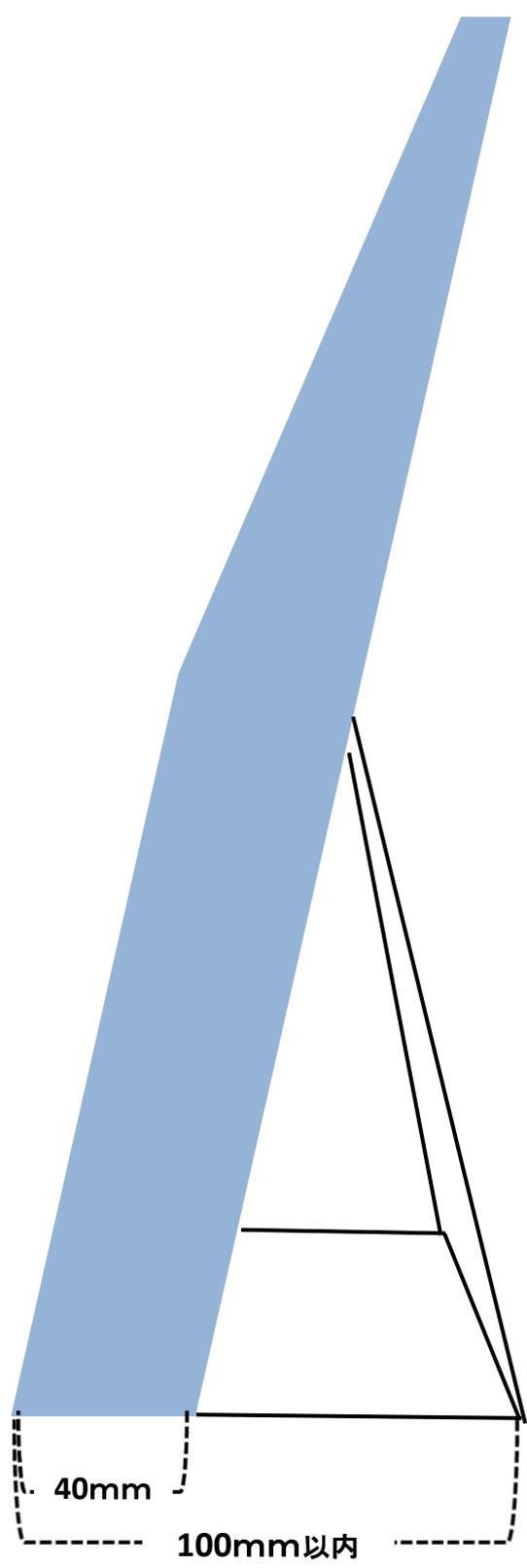
正面



<備考>

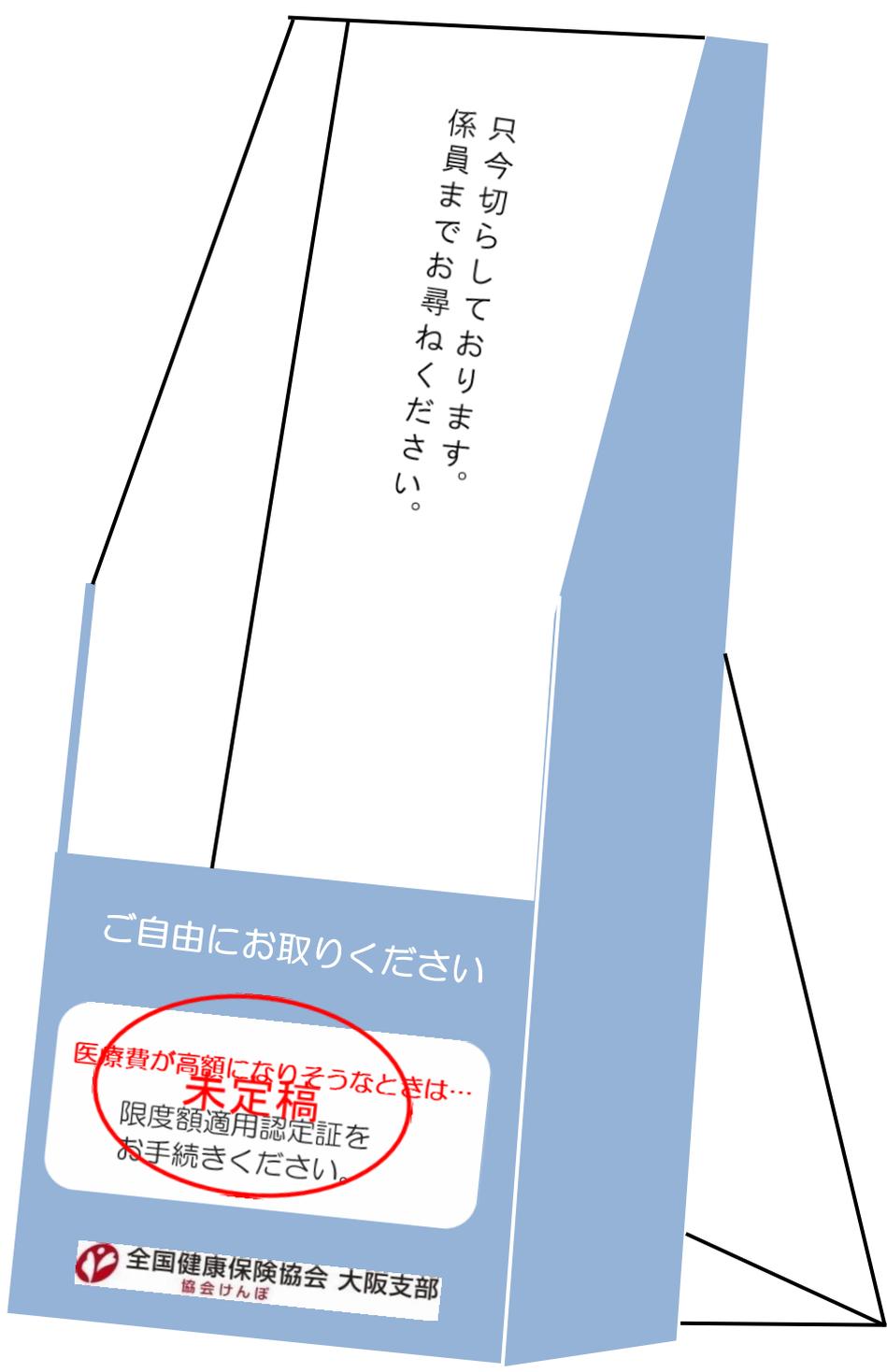
1. 紙製かつ組立式であればスタンドの形状は問わないが、前面に文字(文言)およびイラストを挿入することができることとする。
2. 組立時のサイズは、幅121mm×高さ240mm以内×奥行き100mm以内(奥行き内寸:40mm)とし、組立前のサイズは角型2号封筒(240mm×332mm)に入るものとする。
3. 挿入する文言は業者決定後、速やかに提供するものとし、別途作成するチラシに合わせたデザインを施すこと。

<スタンドイメージ>



側面

<スタンドイメージ>



斜視図